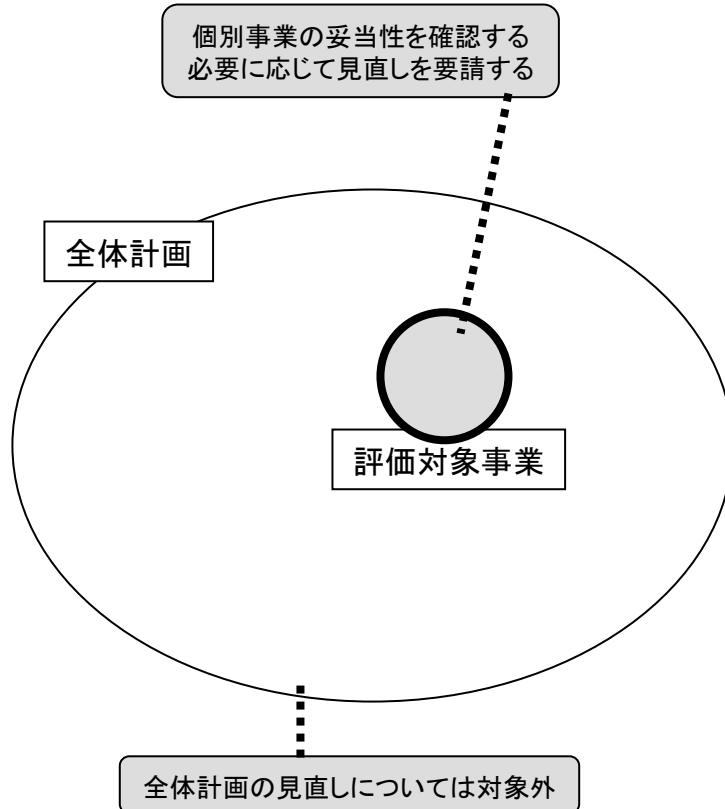


評価のルールについて

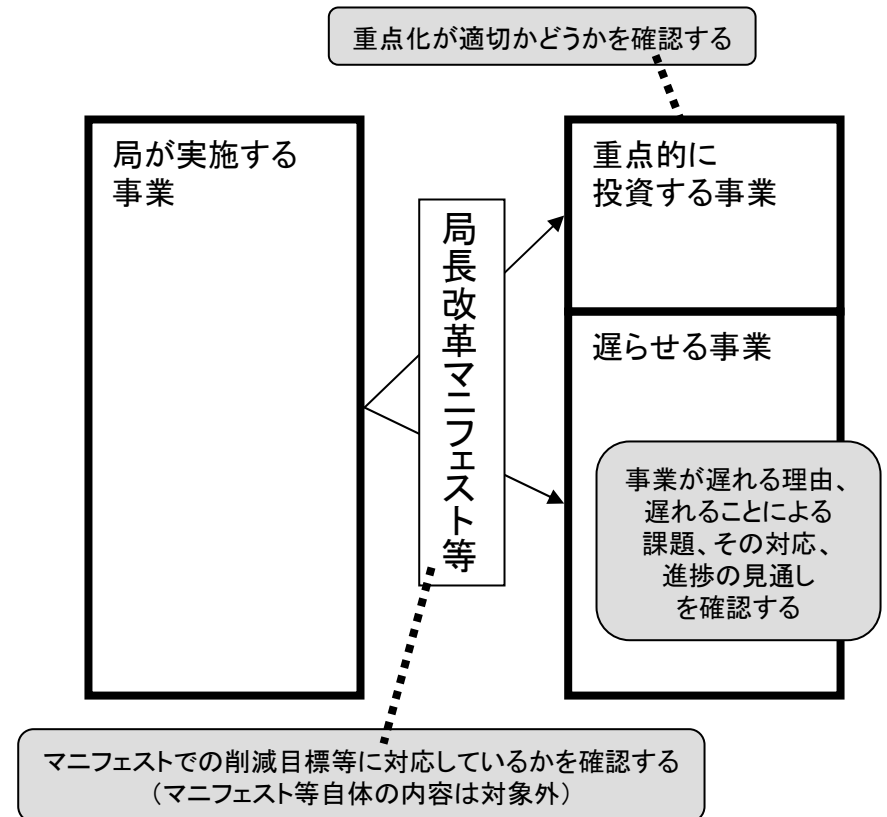
再評価の範囲

- 評価対象事業をこえた範囲(例えば全体計画の見直し)などについては再評価の議論の対象外。



マニフェスト等への対応

- 局長改革マニフェストに記載されている削減目標などに対応しているかどうかを確認。
- 重点的に投資するとした事業については、その考え方が適切かどうかを確認。
- 遅らせるとした事業については、遅れる理由、遅れることにより発生する課題とその対応、進捗(再開)の見通しを確認。
- 局長改革マニフェスト等自体の内容の是非については再評価の議論の対象外。



評価の分類と再評価の視点

評価

事業継続

A: 完了時期を宣言し、重点的に実施するもの

B: (Aより優先度は劣るものの)
予算の範囲内で着実に継続実施するもの

C: (A、Bより優先度が劣り)
限定的な実施にとどまるもの

事業休止

D: 複数年にわたって予算の執行を行わないもの

事業中止

E: 事業を中止するもの

評価の視点

共通項目

- ・社会経済情勢等の変化(※)
- ・事業の投資効果(※)
- ・事業の進捗状況(※)
- ・事業の進捗の見込み(※)
- ・事業費の見込み
(マニフェスト等への対応)

追加項目

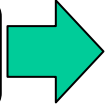
- ・重点化の考え方
- ・遅れることによる影響
- ・コスト縮減や代替案立案等の可能性(※)
(必要に応じ)

(※)・・・「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に掲げられている視点

再評価の視点(共通項目)

○ 社会経済情勢等の変化

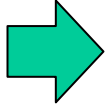
事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化状況等



「事業採択時」と「現在」の情勢等の変化から、事業の必要性が減少していないことを確認する。
(例) 交通量、周辺道路整備状況、取扱貨物量など

○ 事業の投資効果

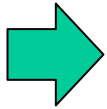
事業の投資効果やその変化(費用対効果分析)



費用対効果分析により、現在の投資効率性が基準値以上($B/C \geq 1.0$)であることを確認する。
(事業採択時との比較が望ましいが、事業採択時に費用対効果分析を実施していない場合が多い)

○ 事業の進捗状況

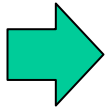
事業の進捗率、主な残事業の内容



進捗率から、事業の進捗が順調であるかを確認する。
(事業採択時に想定したスケジュールと比較)
順調でない場合にあっては、その理由が正当なものかどうかを確認する。

○ 事業の進捗の見込み

実施のめど、進捗の見通し等



完了までのスケジュールの妥当性を確認する。
休止中のものについては、再開の目途とその根拠を確認する。

○ 事業費の見込み(マニフェスト等への対応)

事業費執行の見込み

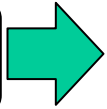


局長改革マニフェスト等で記載されている投資的経費、公債の削減目標等に照らして、妥当であることを確認する。

再評価の視点(事業の性質・状況により加える項目)

○ 重点化の考え方

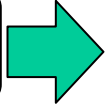
選択と集中が求められている状況の中で、当該事業に財源を投入する考え方



優先度の考え方を数値データ等により論理的に整理し、その妥当性を確認する。

○ 事業が遅れることによる影響

事業が当初予定通りに完了しない理由、発生が想定される課題、その対応

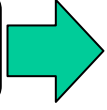


事業が遅延する原因(特に財政面以外)を確認する。
(克服見込みについては「事業の進捗の見込み」で確認する。)事業の遅延により発生する課題を整理し、その対応の妥当性を確認する。

(事業者の視点、利用者の視点、権利者等事業関係者の視点で、課題を網羅的に整理)

○ コスト縮減や代替案立案等の可能性

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や、事業手法、施設規模等の見直しの可能性



(妥当と判断できる場合)
他の視点において継続が妥当と判断できない場合にあつて、事業の見直しによって、他の項目がいずれも継続が妥当と判断される場合は、事業を継続できるものとする。

(妥当と判断できない場合)
・現在の事業計画での実施は中止とし、あらためて代替案を作成した後、後年度に再評価を実施。

*「重点化の考え方」「事業が遅れることによる影響」については、事業再評価調書様式に欄がないため、別紙の付属資料で対応する。その他の項目についても調書様式で説明しきれないものは、同様に対応する。